

# 輪島市から転出された方へ

転出届をされた方は、新しい住所に移った日から「**14日以内**」に転出先の市区町村窓口で転入手続きをしてください。

## ◎転出先での転入手続きに必要なもの

- ①転出証明書(マイナポータルから転出の届出をされた場合は必要ありません)
- ②本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等)
- ③マイナンバーカード(お持ちの方)
- ④介護保険受給資格証明書(介護保険サービス受給者の方のみ)
- ⑤在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民の方のみ)

## ◎注意事項

- ・転出を取りやめるときは、輪島市で発行された転出証明書と本人確認書類(マイナポータルから転出の届出をした場合は、マイナンバーカード)を持参し、輪島市市民課の窓口で転出取消の手続きをしてください。
- ・転出予定日が届出日より前の場合は、いったん転出先で転入した後、転出先で発行された転出証明書を持って輪島市への再転入の手続きをしてください。
- ・転出証明書を紛失した場合は、再発行の手続き(郵便請求可)をしてください。

## ◎その他、下記に該当する方は、担当窓口をご利用ください。

令和8年4月1日現在

対象者	輪島市での手続き	転出先での手続き	支所出張所 手続き可否	担当課
印鑑登録をしている方	・転出予定日をもって廃鑑され、印鑑登録証明書が発行できなくなります。	・必要な方は改めて印鑑登録の手続きをしてください。	○	
「マイナンバーカード」をお持ちの方	・マイナポータルから転出の届出をされた場合、転出証明書の代わりとなります。 ・署名用電子証明書は自動失効します。	・カードの券面の住所の書き換え等の手続きが必要です。	門前○	市民課 市民係 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1131
「在留カード」または「特別永住者証明書」をお持ちの方	・手続きは不要です。	・転入届をするときに提出してください。 裏面に新住所を記載します。	○	
国民年金に加入、受給されている方	・国外へ転出される方は、窓口で手続きが必要ですが、(国内の転出については手続きは不要)	・転出先の担当課へお問い合わせください。	—	
国民健康保険に加入されている方	・転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を返却してください。	・新たに加入の手続きをしてください。	○	市民課 保険年金係 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1124
「後期高齢者医療資格確認書」をお持ちの方	・「資格確認書」を返却するか、ご自身で処分してください。 ・県外転出の場合は、「負担区分証明書」の交付を受けてください。	・新たに加入の手続きをしてください。	○	
介護保険に加入されている方	・65歳以上の方は、「介護保険被保険者証」を返却してください。	・要介護認定の申請中または認定を受けている方は、輪島市福祉課で発行された「受給資格証明書」を持参して手続きをしてください。	○	福祉課 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1161
「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方	・手続きは不要です。	・転出先の担当課で、住所変更の手続きをしてください。	—	
犬を飼っている方	・手続きは不要です。	・「犬の鑑札」を持参して、手続きをしてください。	—	環境対策課 (本庁舎 本館 2階) 0768-23-1853

【裏面につづきます→→→】

## 転出届をされた方へ(表面からの続き)

対象者	輪島市での手続き	転出先での手続き	支所出張所 手続き可否	担当課
妊婦健康診査 乳幼児健康診査 予防接種等について	・手続きは不要ですが、妊婦健康診査受診券 や予防接種券は使用できなくなります。	・転出先の担当課へお問い合わせください。 (妊婦健康診査受診券・未実施の健診 予防接種について等)	×	子育て健康課 (ふれあい健康センター) 0768-23-1136 河井町2部287番地1  ※一部市民課で も手続き可
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当等を受けている方	・資格喪失届を提出してください。	・通帳・保険証・所得課税証明書等を持参 し、手続きをしてください。 (必要書類等は転出先の担当課へお問い 合わせください)	○	
輪島市こどもの医療費受 給資格者証をお持ちの 方	・転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。受給資格者証を返却してください。		○	
保育所(園)・児童クラブ 等について	・保育所(園)については、「退所届」を提出してください。(既に提出された方は不要) ・児童クラブについては、輪島市社会福祉協議会(0768-22-2219)にお問い合わせください。		×	
小・中学校の転校に ついて	・学校に連絡し、「在学証明書(転校用)」「 教科書給付証明書」の交付を受けて ください。	・転出先の教育委員会へお問い合わせ ください。	×	教育総務課 (本庁舎 本館 3階) 0768-23-1171
水道を利用するとき (開栓等)	・水道の利用がなくなる場合は、開栓の届出 が必要です。 (電話または市公式LINEでも手続き可)	・転出先の担当課へお問い合わせください。	電話取次可	上下水道局 0768-22-2220 河井町21部1番地
ケーブルテレビに加入 されている方	・お問い合わせください。	・転出先の担当課へお問い合わせください。	○	放送課 (門前総合支所3階) 0768-42-1955 門前町走出6の69番地

※この他にもご不明な点がございましたら、窓口等でおたずねください。

### 【お問い合わせ先】

#### 輪島市役所

〒928-8525 二ツ屋町2字29番地  
TEL 22-2211(代表) 23-1131(市民課)

#### 門前総合支所

〒927-2192 門前町走出6の69番地  
TEL 42-1111(代表) 42-9916(地域生活課)

#### 町野支所

〒928-0215 町野町粟蔵川原田22番地1  
TEL 32-0001

#### 南志見出張所

〒928-0246 里町32字36番地  
TEL 34-1001

#### 三井出張所

〒929-2379 三井町長沢2字12番地  
TEL 26-1211

~~西保出張所~~ ※震災の影響により業務を停止しています。

~~〒928-0054 大沢町ホサソ201番地~~

~~TEL 36-2001~~